

愛知県子育て応援給付金審査等業務委託に係る企画提案募集要領

1 事業目的

出産・子育て支援の取組を強化し、県内の少子化対策をより一層推進するため、法定の「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」を、県独自に低所得世帯を対象として拡充することとし、1歳6か月児健診又は3歳児健診を受診した児童を対象に1人当たり5万円の「子育て応援給付金」を支給する。

本業務は、当該給付事業の円滑な事務処理遂行のため、申請受付・審査、コールセンター等の業務を委託することを目的とするものである。

2 事業の内容

次の（１）～（３）の内容を、愛知県子育て応援給付金の業務として委託する。

（１）事務局等の設置・運営

ア 事務局の設置

イ コールセンターの設置

（２）広報

ア チラシの作成、印刷、発送

イ ウェブページに掲載するバナー画像の作成

（３）受付・審査等業務

ア 申請の受付

イ 審査

ウ 支払データの作成

※詳細は、別添「愛知県子育て応援給付金審査等業務委託 仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託金額

委託金額は、38,904,283円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除する。

5 契約の方法

企画提案を募集し、県が設置する選考委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適切な企画提案を選定し、その提案者と協議が整った場合に委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次点の者と協議を行う。

手順は次のとおり。

（１）県（子育て支援課）が企画提案を公募する。

（２）県が設置する選考委員会において、書面審査及びプレゼンテーション審査を行い、本事業の実施に最も適切な企画提案者を選定する。なお、応募数によっては、

書面審査を行わないことがある。

- (3) 上記の最優秀企画提案者と企画提案内容について協議を行う。なお、必要に応じ県から内容の補正を求めることがあるため、これに応じること。

6 事業の実施体制

委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

7 応募資格、条件

応募者は、以下のすべての要件を満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 過去 5 年以内に国又は地方公共団体から類似の補助金又は給付金の申請受付・審査等の事務を受託し、履行した実績を有していること。
- ウ 愛知県の「令和 6・7 年度入札参加資格者名簿」の大分類「3. 役務の提供等」中分類「16. その他の業務委託等」に登録されている者であること。
- エ 応募受付期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない、かつ民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- カ 応募受付期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- キ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ク 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。
- ケ 業務の性質上、県と密接に連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本社・支社（支店）又は営業所がある業者であること。

8 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 募集要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和 8 年 2 月 19 日（木）から令和 8 年 3 月 2 日（月）まで
（閉庁日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

イ 配布場所及び受付場所

愛知県福祉局子育て支援課子ども育成支援グループ

郵便番号：460-8501

住 所：名古屋市中区三の丸 3-1-2（愛知県庁西庁舎 3 階）

電話番号：052-954-6698（ダイヤルイン）

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、愛知県のホームページからダウンロード可能とする。

エ 受付期間

令和8年2月19日（木）から令和8年3月2日（月）まで
（閉庁日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

持参又は郵送

（郵送の場合、配達日時に配達されたことを証明できる方法とし、令和8年3月2日（月）午後5時までに必着のこと。また、郵送した旨をイに記載の連絡先に電話で連絡すること。）

(2) 提出書類

ア 応募申込書兼応募資格確認書（様式1）[正本1部]

イ 企画提案書（様式2）[正本1部、副本6部]

ウ 添付書類[正本1部]

・定款、寄付行為又は会則等の写し

エ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）[正本1部]

(3) 企画提案書の返却

提出のあった企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 情報公開について

提出のあった企画提案書は、次のとおり取り扱う。

ア 選定された企画提案書は、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。

イ 選定されなかった企画提案書については、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応を判断する。

(5) その他

ア 1団体が提出できる企画提案は、1提案とする。

イ 企画提案書の作成・提出に要する経費については、各提案者の負担とする。

ウ **副本の表紙、背表紙及び各ページには、社名・ロゴ等の掲載は不可とする。**

エ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。

オ 選定された企画提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

9 企画提案書等の作成に伴う質問と回答

企画提案書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

(1) 質問

質問は「質問書（様式4）」によるものとする。

ア 受付期間

令和8年2月19日（木）から令和8年2月24日（火）午後5時まで

イ 提出方法

提出は電子メール（アドレス：kosodate@pref.aichi.lg.jp）にて行うこととする。その際の件名は「愛知県子育て応援給付金審査等業務委託の質問書（事業者名）」とする。

(2) 回答

回答は、令和8年2月26日（木）を目途に愛知県ホームページに掲載する。

(3) その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

10 選考の方法及び基準

(1) 選考方法

県が設置する選考委員会において、提出のあった企画提案書を基に書面審査を行った後、プレゼンテーション審査を行い、選考委員会が最優秀企画提案者を選定する。県はその提案者と業務仕様を協議した上で、委託契約を締結する。

なお、選考にあたっては、法令等に違反する企画提案や県が行う事業として不適切な企画提案等は選考前に不採用とする。

ア 書面審査

企画提案書の応募件数が4件以上の場合は、企画提案書及び添付資料について書面審査を行う。応募のあった企画提案書に順位を付け、上位3件程度についてプレゼンテーション審査を行うこととする。書面審査の結果は、全ての企画提案者に対し電子メール等で通知する。なお、書面審査は非公開とする。

イ プレゼンテーション審査

(ア) 日時

令和8年3月10日（火）予定

(イ) 会場

愛知県庁西庁舎

(ウ) 方法

提出された企画提案書のみを使用し、プレゼンテーション審査及び質疑応答を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 選考基準

選定は、次の審査項目を基に総合的に選考を行うものとする。

【審査項目・内容】

| 審査項目 | 審査内容 |
|----------|---|
| 事業の理解 | ○ 事業の趣旨・内容を十分理解しているか。 |
| 事業内容の的確性 | ○ 事業を効率的かつ的確に実施するための具体的な提案がされているか。 ○ 人員配置は適正か。 ○ 広報は給付金の概要が対象者に伝わり申込漏れを防ぐ工夫がなされているか。 ○ その他、より効果的な広報のための付加提案はなされているか。 |

| | |
|----------------|---|
| 事業実施能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去に類似の補助金又は給付金の申請受付・審査等の事務を受託し履行したときの実績はどうか。 ○ 事業を実施するための体制が適切に確保されているか。 ○ 県への報告、連絡調整等柔軟な運営が可能となっているか。 |
| 社会的価値の実現に資する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に配慮した事業活動 ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。 ○ 障害者等への就業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。 (障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。) ・ 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(前年度)があるか。 ○ 男女共同参画社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。 ・ 女性の活躍促進宣言を提出しているか。 ・ えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を受けているか。 ○ 仕事と生活の調和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。 ・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。 ・ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けているか。 ・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。 ・ 愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施 |

(3) 選考結果

選考結果は、選考終了後速やかにプレゼンテーション審査を受けた企画提案者に対して通知する。

11 委託料の支払

委託料の支払方法は、精算払とする。

12 事業実施日程

事業実施日程は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) 令和8年2月19日(木)から3月2日(月) | 募集要領配布期間 |
| (2) 令和8年2月19日(木)から2月24日(火) | 質問書提出受付期間 |
| (3) 令和8年2月26日(木) 予定 | 質問書に対する回答の掲載 |
| (4) 令和8年2月19日(木)から3月2日(月) | 応募書類提出受付期間 |
| (5) 令和8年3月10日(火) 予定 | 選考委員会の開催 |
| (6) 令和8年4月1日(水) | 委託契約締結、事業開始 |
| (7) 令和9年3月31日(水) まで | 事業実施報告書の作成・提出 |

13 その他

下記の点に留意すること。

- (1) 事業の実施に際しては、県の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ県と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、統括責任者を定めること。
- (4) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

(5) この業務は、令和8年度愛知県一般会計予算の成立を前提に公募を行うものである。

担当部局

愛知県福祉局子育て支援課子ども育成支援グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県庁西庁舎3階)

電話番号 052-954-6698 (ダイヤルイン) / FAX 052-971-5890

電子メール kosodate@pref.aichi.lg.jp